

砂川市訓令第32号

令和4年5月25日

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正
する訓令

砂川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年訓令第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア(イ)中「月2回」を「月1回」に改め、同号ア(ウ)中「週1回」を「月1回」に改める。

第7条第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年8月31日」に改める。

附則第2項中「令和4年9月30日」を「令和4年11月30日」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年5月25日から施行する。